

平成31年4月1日採用

川口市立医療センター職員採用試験案内

募集職種	募集人数	第1次試験日	応募締切日
視能訓練士	1名	10月11日(木)	10月3日(水)
視能訓練士 (職務経験者)			

※応募締切日はいずれも必着とします。

【受付方法】 持参又は郵送

【受付時間】 午前9時～午後5時

【受付場所】 川口市立医療センター 2階 庶務課

送 付 先

川口市立医療センター庶務課庶務係

〒333-0833

川口市西新井宿180番地

電話 048(287)2525 内線 2212

【1】募集職種・募集人員及び受験資格

募集職種	募集人員	免許・学歴等	年齢
視能訓練士	1名	視能訓練士の資格取得、もしくは取得見込みの方	(大学卒) 平成3年4月2日以降に生まれた方 (短大3卒) 平成4年4月2日以降に生まれた方
視能訓練士 (職務経験者)		視能訓練士資格を取得の方で、 <u>平成30年9月末日現在までに</u> 、医療機関において視能訓練士としての職務経験が通算して <u>5年以上</u> ある方	(大学卒) 昭和53年4月2日から平成3年4月1日に生まれた方 (短大3卒) 昭和53年4月2日から平成4年4月1日に生まれた方

- (1) 「医療機関における職務経験年数」には、医療機関において常勤又は常勤に準じた勤務（週30時間以上の勤務）で1年以上継続した期間が該当します。
- (2) 職務経験が複数ある場合は通算できますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限ります。
- (3) 育児休業、休職等で休んでいた期間は職務経験に含みません。
- (4) 次のいずれかに該当する人は応募できません。
- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 川口市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

【2】試験の方法及び内容

	試験科目	時間	内容
第1次 試験	専門試験 (用語説明、論述問題)	90分	重要な専門用語の論述説明及び専門的な課題についての論述試験
第2次 試験	個人面接	10分	職務経験及び人物についての面接による試験
	【視能訓練士（職務経験者）のみ】 専門試験（口述試問）	15分	専門知識及び職務遂行能力についての口述試問による試験

※最終合格者は、健康診断書（労働安全衛生規則第43条に基づくもの）を提出していただきます。

【3】申し込み手続き及び受付期間

受付	受付方法	持参又は郵送
	受付期間	表紙を参照のこと
	受付時間	午前9時～午後5時
	送付先	川口市立医療センター2階庶務課庶務係 〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿180番地 電話 048(287)2525 内線2213
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・川口市職員採用試験申込書 ・川口市職員採用試験受験確認票、川口市職員採用試験受験票（切り取らないで提出してください） ※写真2枚を所定の位置に貼付すること。（たて4cm×よこ3cm、上半身脱帽・正面向き・3ヶ月以内撮影） ・資格取得者は、応募職種の資格免許証の写し（A4判） ・免許未取得者は、「卒業見込証明書」と「成績証明書」 ・職務経歴書（職務経験者のみ） 	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送受付を希望する方は、<u>受験票の裏面に切手を貼り、宛先を記入のうえ、上記申込先へ特定記録又は簡易書留で郵送して下さい。</u>郵送の際には、提出書類を同封した封筒の表面に「4月1日採用試験申込書（視能訓練士）在中」と朱書きし、裏面に受験者の住所、氏名を記入して下さい。 ・申込書は、記入もれのないよう正確に記入してください。 ・郵送申込者には、申込受付後受験票を返送します。試験日2日前までに受験票が届かない場合は、庶務課までご連絡下さい。 ・提出された書類は、一切返却いたしません。 	

【4】試験日・会場・合格発表等

第1次試験

職種	試験日	試験会場	合格発表
視能訓練士	10月11日(木) 午前10時20分集合 ※午前9時50分以前の来場はできません。	川口市人財育成センター	10月30日(火)午後2時から、川口市立医療センターホームページにて、合格者の受験番号を掲示します。
視能訓練士 (職務経験者)			

第2次試験

職種	試験日	試験会場	合格発表
視能訓練士	11月5日(月)	川口市立医療センター2階会議室	第2次試験実施から3週間以内に結果にかかわらず文書にて通知します
視能訓練士 (職務経験者)			

※第2次試験の集合時間は、第1次試験合格発表時、掲示により通知

〔試験当日の注意点〕

※試験の当日は、受験票、鉛筆、消しゴムを必ず持参してください。

※試験日当日の緊急連絡先…《第1次試験》090-1055-7347

《第2次試験》048-287-2525(医療センター庶務課)

【5】合格から採用まで

- (1) 採用は、平成31年4月1日となります。
- (2) 合格発表後、健康診断書（検査項目は後日指定）を提出していただきます。
- (3) 次の事項に該当する場合は、採用が取り消されます。
 - ア 提出した書類に虚偽があった場合
 - イ 応募した職種の資格を取得することができなかった場合
 - ウ 健康診断の結果、就労可能の判定が得られなかった場合
 - エ その他任命権者が不相当と認めた場合

【6】勤務時間・休暇・給与等（平成30年4月現在）

(1) 勤務時間

月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
第1・3・5土曜日	午前8時30分～午後0時15分

(2) 休日

日曜日及び第2・4土曜日、祝日並びに12月29日～翌年1月3日まで
※応募職種によっては、ローテーションにより、当直・日直があります。

(3) 休暇

年間20日の年次有給休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出産・忌引等の場合に与えられる特別休暇等があります

(4) 予定初任給等

【視能訓練士】

大学4卒	210, 221円（地域手当含む）
短大3卒	203, 550円（地域手当含む）

※ 実務経験等の経歴については、本市所定の基準により経歴換算します。

※ 社会変動等により、上記金額が変更になることがあります。

諸手当…支給要件に該当する方には、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

(5) 福利厚生等

ア 各種共済制度

職員やその扶養家族が病気のときの医療給付、結婚・出産・災害等の場合の給付があります。また、住宅の新築、自動車購入などの資金の貸付制度があります。

イ その他

市町村職員共済組合、川口市職員互助会の補助により、安価な会員価格で保養施設やレクリエーション施設を利用することができます。

【7】その他

- (1) 地方公務員法の規定により、職員の採用はすべて条件附採用となり、6ヶ月間良好な成績で勤務したときに正式採用となります。